

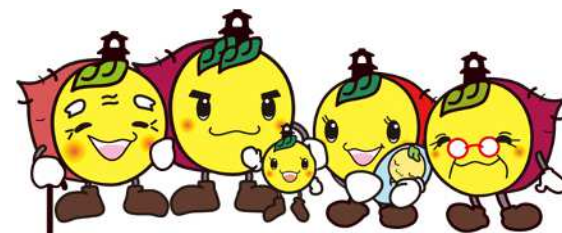
盛土規制法の規制内容について

川越市都市計画部開発指導課



川越市シンボルマーク

令和7年4月



用語の定義

宅 地	次に掲げる土地以外の土地 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア

許可を要する工事

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

⑤・⑦については、地盤面との標高の差が50cmを超えるものとして、細則で定めたもの

盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省・林野庁)を一部加工

許可を要しない工事

公共施設用地

○道路、公園、河川 （法第2条第1号）

○砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 （政令第2条）

○雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 （省令第1条第1項）

○国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 （政令第2条、省令第1条第2項）

許可を要しない工事

災害の発生のおそれがないと認められるもの

○次項の表参照（法第12条第1項ただし書き等）

許可・届出等は不要だが、規制対象には該当するため、**危険な場合は改善命令の対象**になり得る

その他法の対象外となる行為

○農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第9号に基づき**都道府県等が定める値（50cm※）**を超えないもの

※省令では30センチと規定されているが、都道府県知事等が規則により別に定めることができる。

許可を要しない工事

災害の発生のおそれがないと認められるもの

政令	○鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
	○鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
	○採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	○砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
省令	○土地改良法	土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等
	○火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○土壌対策汚染法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
	○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	○次に掲げる宅地造成又は特定盛土等に関する工事 ・高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない盛土又は切土をするもの	
	○次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・土石の堆積であって、土石の堆積をする土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	

住民への周知について

規制区域内における宅地造成等に関する工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の**周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させる**ため必要な措置を講じなければならない。

(法第11条)

工事の内容を土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

周知する工事の内容	
宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了年月日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他市長が必要と認める事項	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了年月日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他市長が必要と認める事項

住民への周知について

住民への周知を行う範囲

別表1 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例	参考図（※について）
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Iの範囲） ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	

許可の基準について

許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
(法第12条第2項)

- ① 宅地造成等に関する工事の計画が法第13条の技術基準等に適合するものであること
- ② 工事主に宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること
- ③ 工事施行者に宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること
- ④ 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること

都道府県知事等が許可をしたときには、下記の事項を公表（法第12条第4項）

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

技術基準について

地盤について講ずる措置

- おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
(政令第7条第1項第1号イ)
- 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
(政令第7条第1項第1号ロ)
- イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
(政令第7条第1項第1号ハ)
- 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
(政令第7条第1項第2号)
- 盛土又は切土（政令第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
(政令第7条第2項第1号)
- 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
(政令第7条第2項第3号)

技術基準について

擁壁について

- 盛土又は切土（政令第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面には擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。（政令第8条第1項第1号）
 - ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。
- 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。（政令第8条第1項第2号）

崖面崩壊防止施設について

- 盛土又は切土（政令第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。（政令第14条第1号）
 - ※住宅地等の地盤の変動が許容されない土地には適用不可
- 崖面崩壊防止とは、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設、その他これに類する施設をいう。（省令第11条）

技術基準について

崖面及びその他の地表面について

○盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

（政令第15条第1項）

○盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 排水勾配の措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

（政令第15条第2項）

排水施設について

○盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置することとする。

（政令第16条第1項）

○盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置することとする。

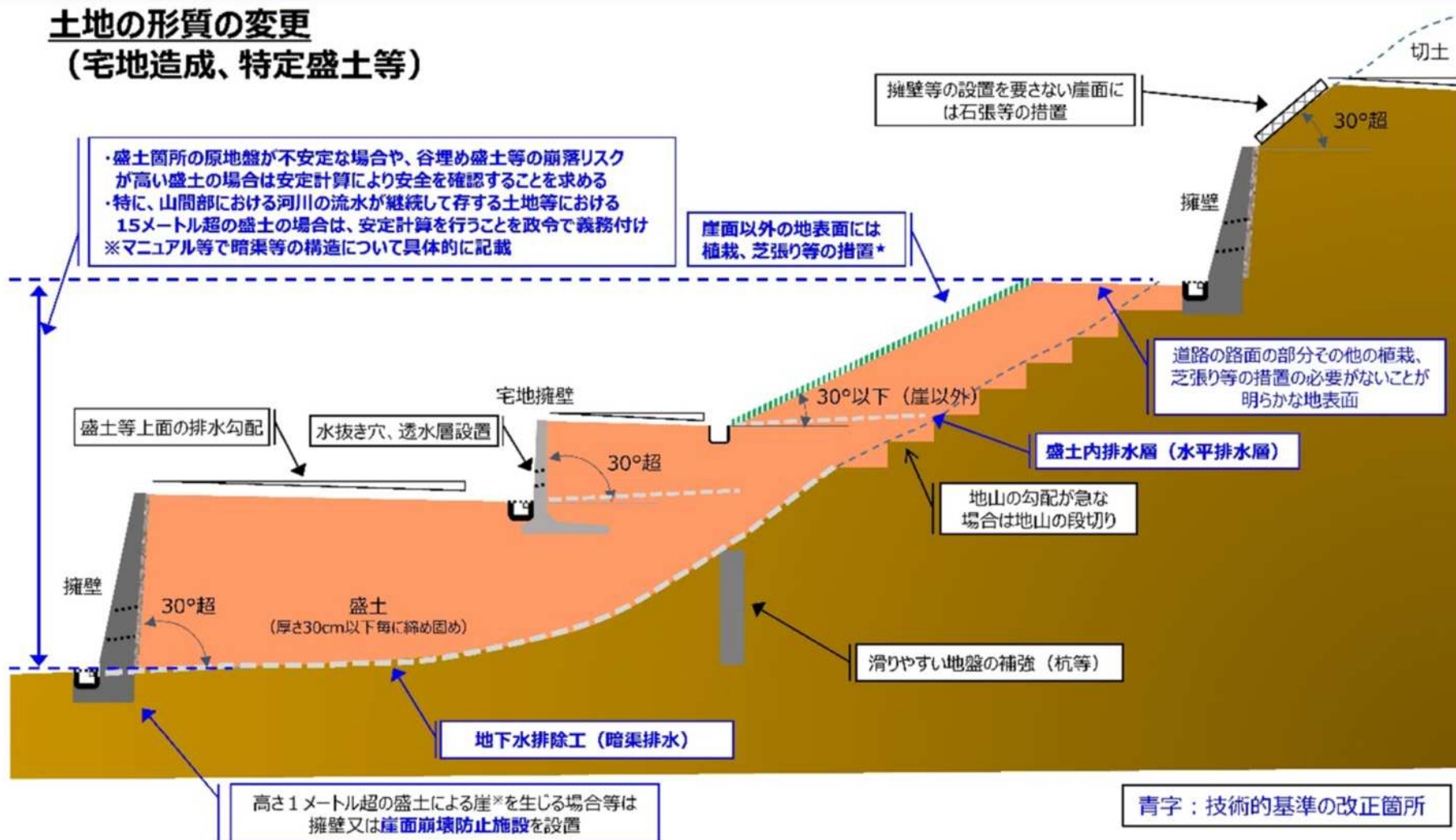
（政令第16条第2項）

技術基準について

土地の形質の変更に係る技術的基準（政令）全般の概念図

土地の形質の変更

（宅地造成、特定盛土等）



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

出典：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（国土交通省）

土石の堆積について

土石の堆積とは

一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為で、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

技術基準

○堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

(政令第19条第1項第1号)

○土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

(政令第19条第1項第2号)

○堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。

イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合、当該高さを超える幅の空地

ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合、当該高さの二倍を超える幅の空地

(政令第19条第1項第3号)

○堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

(政令第19条第1項第4号)

○雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

(政令第19条第1項第5号)

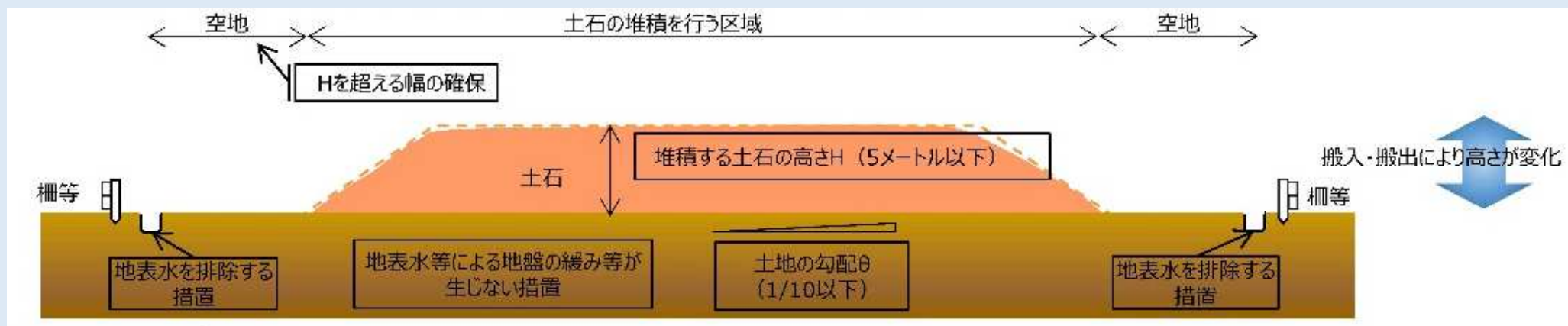
※ただし、政令第1項第3号及び第4号については、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く

(政令第19条第2項)

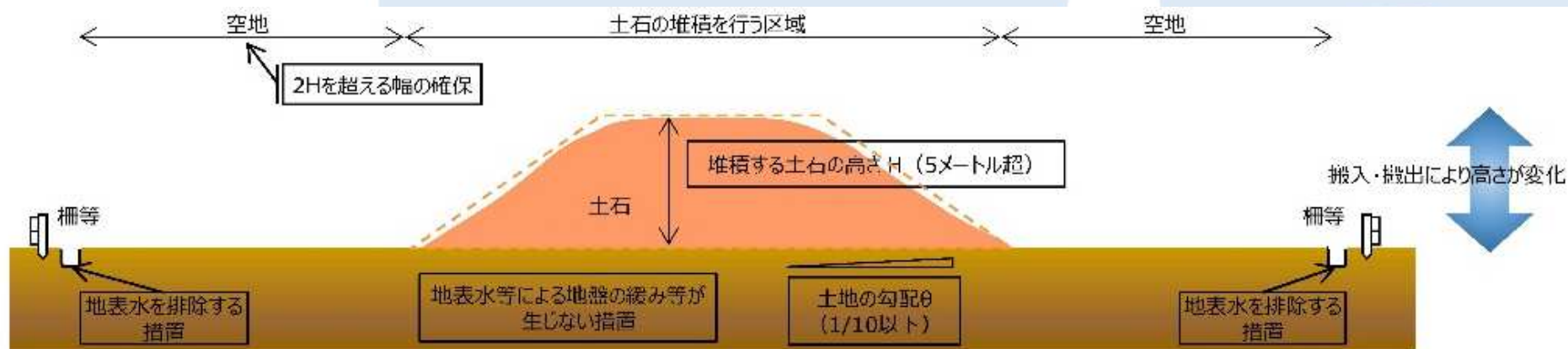
土石の堆積について

土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

（イ）堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



（ロ）堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



中間検査について

当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該**特定工程に係る工事を終えたときは**、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の**検査を申請しなければならない。**（法第18条第1項）

主務省令で定める期間

特定工程に係る工事を終えた日から**4日以内に検査を申請**しなければならない。
（省令第45条）

中間検査が必要な工事

許可が必要な工事のうち、下記に該当する工事（政令第23条）

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

盛土規制法パンフレット（国土交通省・農林水産省・林野庁）を一部加工

中間検査について

特定工程とは

○盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（※）を設置する工事の工程とする。
（政令第24条第1項）

※地下水排除工（P.11参照）として、暗渠排水管等の施設をいう。

特定工程後の工程について

○特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

（法第18条第3項）

特定工程後の工程に係る工事について

○特定工程後の工程に係る工事は、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。
（政令第24条第2項）

定期報告について

○許可を受けた工事において政令で定める規模については、**3か月ごとに**、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の**実施の状況その他主務省令で定める事項**を都道府県知事に**報告しなければならない。**（法第19条第1項）

○報告書には、報告の時点における許可を受けた土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（省令第48条第1項・第2項）

報告が必要な工事

○宅地造成又は特定盛土等

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

○土石の堆積

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3000㎡超 となるもの
イメージ図		

定期報告について

報告事項

共通

工事が施行される土地の所在地

工事の許可年月日及び許可番号

前回の報告年月日（2回目以降の定期報告の場合に限る）

宅地造成又は特定盛土等

報告時点における盛土又は切土の高さ

報告時点における盛土又は切土の面積

報告時点における盛土又は切土の土量

報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況

土石の堆積の場合

報告時点における土石の堆積の高さ

報告時点における土石の堆積の面積

報告時点における堆積されている土量

前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

規制対象行為と必要な手続き一覧表

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

工事等の届出について

区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(法第21条第1項)

- 例) ・農地造成、森林造成
・土石の堆積
・都市計画法の開発許可を取得した宅地造成
※盛土規制法に基づく許可を要する工事に限る

都道府県知事等が届出を受理したときには、下記の事項を公表

(法第21条第2項)

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の届出年月日
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

標識の設置について

許可を受けた**工事主**は、当該許可又は届出に係る**土地の見やすい場所**に、主務省令で定めるところにより、**氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。**（法第49条）

記載事項（法第49条、省令第87条第3項）

- ① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 現場管理者の氏名又は名称
- ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

標識の設置について

宅地造成又は特定盛土等に関する工事

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

開発許可について

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。
(法第15条第2項)

規制区域指定後、都市計画法第29条の許可を受ける行為が盛土規制法の許可対象となる宅地造成又は特定盛土等に該当する場合の取り扱い

- ① 中間検査・定期報告
- ② 盛土規制法の擁壁等の技術的基準を適用
(都市計画法第33条第1項第7号)
- ③ 自己用住宅及び1ha未満の自己業務用の建築物及び特定工作物について申請者の資力・信用、工事施行者の能力に関する技術基準を適用
(都市計画法第33条第1項第12号・第13号)
- ④ 盛土規制法の是正措置と罰則も適用

規制区域指定前、都市計画法第29条の許可を受けた行為が盛土規制法の許可対象となる宅地造成又は特定盛土等に該当する場合の取り扱い

- ① 工事の届出
(法第21条第1項)
- ② 規制区域指定時点で着手していない場合並びに都市計画法第35条の2の変更許可を行う場合は、盛土規制法に基づく許可が必要

土砂条例について

「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」を廃止します。
土砂条例に基づく許可を取得している事業者に対して、経過措置を設けます。

たい積の許可事業者

- 規制区域指定後 21 日以内に、盛土規制法に基づく届出が必要です。
- 許可の期間やたい積が終了するまで、土砂条例の規定が適用されます。
- 定期届出や汚染調査結果報告書等がこれまでと同様に必要になります。
- 土砂条例に基づく許可の内容（面積、土砂の数量、土地の形状）が変更となる場合、盛土規制法に基づく許可が必要となります。

ストックヤードの許可事業者

- 規制区域指定後 21 日以内に、盛土規制法に基づく届出が必要です。
- 盛土規制法が適用されます。
- 土砂条例に基づく許可の内容（面積、土砂の数量、土地の形状）が変更となる場合、盛土規制法に基づく許可が必要となります。